

事 務 連 絡  
平成 1 8 年 2 月 6 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

### モニタリング検査の強化について

平成 1 7 年度輸入食品等モニタリング計画の実施については、平成 1 7 年 3 月 3 1 日付け食安輸発第 0 3 3 1 0 0 3 号により通知しているところですが、今般、検疫所のモニタリング検査の結果、ラオス産カミメボウキにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、本日以降輸入される下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を 5 0 % に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

### 記

1 対象食品  
ラオス産カミメボウキ及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目  
残留農薬

#### （参 考）違反事例

1. 品 名：生鮮カミメボウキ
2. 生産国：ラオス
3. 検査結果：クロルピリホス 1.2 ppm 検出（基準値：0.5ppm）
4. 検 疫 所：成田空港検疫所

（届出受付番号：第 21012594150 号 3 欄）